

紀北町太陽光発電設備等設置費補助金

交付申請の手引き

紀北町は、下記のとおり住宅の自家消費型太陽光発電設備や付帯する蓄電池の設置に対し補助金を交付し、再生可能エネルギーの利用促進、温室効果ガスの排出削減を図ります。

1 対象者

町内の自ら所有し居住する住宅の屋根(又は住宅敷地内の倉庫、カーポート等の屋根)に「太陽光発電設備等」を設置する方に対し、住宅1戸につき1回、かつ、補助対象者1人につき1回、**50万円を限度**として、補助金を交付します。

主な条件

- 町税等の滞納がある方は対象となりません。
- 国や県から他の補助金等を受けて設備を設置する方は対象となりません。
- 固定買取価格制度による売電をする方(FIT、FIP等の認定を受ける方)は対象となりません。
- 自己託送をする方は対象となりません。
【例】・発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送って使う。
・併用住宅の店舗部や、共同住宅で他の居住者との共有部に使用する。
- 法令やガイドライン等を遵守する必要があります。
- 発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります。
- 設備設置によって得られる環境価値(温室効果ガス削減により生まれる価値)は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります。(売電した分の価値は設置者のものとできません。)
- 設備の耐用年数が経過するまでの間、J-クレジット制度への参加はできません。

◎制度説明

FIT制度	電気事業者による固定価格買取制度で、一般家庭に設置されることが多い10kW未満の太陽光発電を設置後10年間(10kW以上は20年間)、一定の価格で電気を買い取ってもらえる制度
FIP制度	発電した電気を卸電力取引市場や相対取引で売電をした場合に、基準価格(FIP価格)と市場価格の差額をプレミアム額として交付する制度
J-クレジット制度	省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2等の排出削減量を「クレジット」として国が認証する制度

2 対象となる設備

(1)太陽光発電設備

(2)蓄電池(1)の太陽光発電設備と併せて設置する場合があります)

主な条件

- 原則として、町の交付決定日以後に事業に着手したものが対象となります
 - ・ 一般的には契約日が事業着手日となります
- **当該年度の申請締切日(または町が指定する期日)までに事業を完了し、実績報告書を提出してください**
 - ・ 設置工事完了後、工事代の支払いを完了し、実績報告書を提出する必要があります
- 中古品、リース品は対象となりません
- 蓄電池は 15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下のものに限り
- 蓄電池は、別添の「蓄電池の仕様」を満たすものである必要があります。

3 補助金の額

住宅1戸につき1回、かつ、補助対象者1人につき1回、50 万円を限度として、補助金を交付します。

(1)太陽光発電設備(補助の対象は5kW まで)

- 最大出力値(単位はkWで、小数点以下を切り捨てた値とし、5kWを限度とする。)に、1kW 当たり7万円又は、1kW当たりの補助事業に要する経費(工事費込み・税抜き)のいずれか低い値を乗じて得た額とします。
- 5kW 以上の設備を設置した場合の補助金は、5kW に相当する額までが対象です。
- 太陽光パネルとパワーコンディショナーの低い方の容量(kW 表示の小数点以下切捨)を用いて計算します。
- 5kW を超える補助申請についても受け付けますが、補助上限額以上の経費は補助対象者の負担となります。

(2)蓄電池(15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下ものに限る。(補助の対象は5kWh まで)

- 蓄電池価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額とします。
- 5kWh 以上の設備を設置した場合の補助金は5kWh に相当する額までが対象です。
- 5kWh を超える補助申請についても受け付けますが、補助上限額以上の経費は補助対象者の負担となります。

4 申請について

紀北町太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書を提出してください。

(1) 申込期間

○当該年度の募集開始日から募集締切日まで

※具体的な受付期間は、町ホームページ等で公表する日付をご確認ください。

- ・ 受付は予算の範囲内(128万円)で、申請は先着順とします。
- ・ 第1回申込期間終了後、予算が余った場合は、再度募集する可能性があります。
- ・ 募集終了の際はホームページでお知らせします。

(2) 申請書等配布場所

○紀北町ホームページからダウンロード

○本庁環境管理課窓口、海山総合支所福祉環境室窓口

(3) 提出先

紀北町役場環境管理課

〒519-3292 三重県北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1

※申込期間内に、直接持参又は郵送(必着)土・日・祝を除く、午前9時から午後5時まで

(4) 添付資料

① 工事見積書

- 見積書については別添「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成を依頼してください。
- 15万5,000円/kWh(工事費込み・税抜き)を超える蓄電池は補助の対象外となります。

② 対象設備の設置場所及び付近の見取り図

- 敷地の図面(1/100程度)に設備を設置する場所を明示してください。
- 住宅地図等(1/1500程度)に住宅の位置を示してください。

③ 対象設備の仕様書

- 製品カタログ(コピー可)等、設備の仕様が分かる資料を提出してください。

④ 誓約書

- 別添誓約書を確認のうえ提出してください。
 - 施工業者の方にも誓約書の作成を依頼してください。
- (ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています。)

⑤ 電力消費計画書

- 任意の様式としますが、自家消費の割合がわかるよう年間の「発電想定量」「自家消費想定量」「売電想定量」については必ず記載してください。また、「過去1年間の電気代」「世帯人数」についても記載をお願いします。

⑥ 委任状

- 行政書士等へ事務を委任する場合は委任関係が分かる書類を提出してください。

⑦ 町税等に係る完納証明書(現在に至るまで紀北町に未納が無いことの証明)

- 紀北町役場税務課窓口にて証明書の請求をお願いいたします。

5 実績報告について

紀北町太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書を提出してください。

(1) 提出先

紀北町役場環境管理課

〒519-3292 三重県北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1

※申込期間内に、直接持参又は郵送(必着)土・日・祝を除く、午前9時から午後5時まで

(2) 提出期限

事業完了から30日以内又は当該年度の最終受付期限のいずれか早い日。

※一般的には、設備の引き渡しを受け、施工業者への支払いが完了した日が事業完了日となります。

(3) 添付資料について

① 契約書の写し

- 見積もりと異なる場合は「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に内訳書を取得してください。

② 領収書の写し

- 対象設備以外の代金と同時に支払いをする場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください。
- 施工代金の全額を、施工業者へ支払うことが事業完了の条件です。

③ 対象設備の保証書の写し

- 申請時に提出した「カタログ」と実績報告時に提出する「保証書(メーカー保証)」により、蓄電池の仕様を満たしていることを確認します。
- 確認に必要なページのみ提出していただいても構いません。(表紙、裏表紙等は省かないでください。)
- 別添蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリストも活用してください。

④ 電力会社との接続契約書、売電若しくは買電契約書等の写し

- 売電に関する契約書を提出してください。(売電しない方は不要)
- 売電に関する契約書が発行されない場合には、「発電設備の連系に関するお知らせ」(中部電力ミライズ㈱の場合)等の、電力会社との契約関係が分かる書類を提出してください。

⑤ 設備を設置したことが分かる写真(施工前、施工中、施工後)

- 申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類を添付してください
(例)電力消費計画が変更となった。

6 補助金の支払いについて

事業完了後の精算払いとします。

実績報告書の審査を行った後、補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、速やかに交付請求書を提出してください。

7 自家消費割合報告について

紀北町太陽光発電設備等設置費補助金に係る自家消費割合報告書を提出してください

- 報告の対象期間は、事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から3年間とします。
- 提出期限は、報告対象年度の翌年度の7月31日とし、3年間毎年報告してください。

(例:事業が完了した年度を「当年度」とした場合、下表のとおり計3回の報告を行うこと。)

回数	報告対象期間	報告期限
第1回報告	事業完了年度の翌年度 (4月1日 ~ 翌年 3月31日)	事業完了年度の翌々年度の 7月31日まで
第2回報告	事業完了年度の翌々年度 (4月1日 ~ 翌年 3月31日)	事業完了年度の3年後の 7月31日まで
第3回報告	事業完了年度の3年後の年度 (4月1日 ~ 翌年 3月31日)	事業完了年度の4年後の 7月31日まで

(1)提出先・問い合わせ

紀北町役場環境管理課

〒519-3292 三重県北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1

TEL:0597-46-3121 FAX:0597-47-5906 E-mail:kankyou@town.mie-kihoku.lg.jp

(2)提出期限

報告対象年度(3か年)の翌年度の7月 31 日まで【必着】

※直接持参又は郵送(必着)で土・日・祝を除く、午前9時から午後5時まで

(3)添付資料について

○発電量及び自家消費量の1年間分の実績が分かる書類

・モニターから出力したデータ等を取りまとめて報告してください。

8 財産処分について

法定耐用年数が経過するまでの間は、導入した設備を補助の目的に沿って使用できるように適切に管理してください。（一般的な太陽光発電設備の耐用年数は17年、蓄電池は6年です。）

法定耐用年数が経過するまでの間は、補助の目的に沿って設備を使用できるように管理してください。法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分等を行う場合は、必ず、事前に環境管理課へ相談してください。

9 その他

- 当該補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿、発電した電力の自家消費割合が分かる書類（発電量、自家消費量が分かる資料）等は補助対象年度の属する翌年度以降5年間保存してください。ただし、法定耐用年数が5年を超える設備に関する書類は法定耐用年数が経過するまで保管してください。
- 提出された書類は返還しません。
- 提出された交付申請書等は、紀北町情報公開条例（平成19年条例第26号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- 国及び県の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。

太陽光発電設備等の設置費用の内訳について

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。 ※必要最小限度の範囲とすること。
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。	
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

※太陽光発電設備、蓄電池それぞれの「工事費」「設備費」を記載してください。「間接工事費」などの共通費については、任意の合理的な方法でそれぞれの内訳に配分してください。

※本表の「細分」項目ごとに額が記載されていることが望ましいですが、困難な場合は複数の「細分」項目を合算しても構いません(ただし、内訳について別途聞き取り調査等を行うことがあります)

蓄電池の仕様を確認するための書類のチェックリスト

- ・以下の内容が記載されている取扱い説明書等の該当ページのコピーを提出してください。
- ・冊子の場合は該当ページ以外に、表紙や裏表紙のコピーも提出してください。

1. 蓄電池パッケージ

- システム全体を統合して管理するための番号

2. 性能表示基準

- 初期実効容量

- 定格出力

- 出力可能時間の例示

- 保有期間

補助金の申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類

- 廃棄方法

使用済み蓄電池の廃棄、回収方法が記載された書類

- アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類

- 蓄電池部安全基準

リチウムイオン蓄電池部

JIS C8715-2 に準拠したものであることが分かる書類

リチウムイオン蓄電池部以外

蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠していることが分かる書類

3. 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- 蓄電システム部

「JIS C4412」の規格を満たしていることが分かる書類

(ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C4412」適用の猶予期間中は、「JIS C 4412-1」若しくは「JIS C4412-2」の規格も可とする。)

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

4. 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

- 第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類(蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池のみ)

5. 保証期間

- メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであることが分かる書類

※必要に応じて、別途資料の提出をお願いすることがあります。